平成２６年（フ）第６５号
大阪府泉南市中小路１丁目９番31号
債務者　角辻チヱ子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地７棟508号
債務者　山下　正人
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地７棟508号
債務者　山下　　歩
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
大阪府和泉市尾井町２丁目６番17号
債務者　五十嵐くるみ
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
大阪府阪南市黒田512番地
債務者　奥田　美雪（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
大阪府泉大津市なぎさ町２番７―1407号
債務者　織田　雅子（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
大阪府岸和田市作才町1221番地ロジュマンワイテ―102号
債務者　古田　育子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
鹿児島県日置市伊集院町中川883番地11
債務者　寶藏　夏樹
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２号
千葉市美浜区幸町２丁目15番３棟507号
債務者　高塚　友絵
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
千葉県船橋市湊町３丁目９番５号　ＣＡＳＡ・ＧＲＡＮＤＥ・Ｍ３―103号
債務者　佐々木嗣西
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
千葉県市原市栢橋215番地144
債務者　中山英一こと　許　　英一
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４０号
新潟市秋葉区秋葉１丁目27番30―２号
債務者　倉井　敏則
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
新潟市中央区長嶺町１番９号　めぐみ荘31号
債務者　河原　和美
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
新潟市西区松美台５番11号　ブリーゼ小針101
債務者　植木真梨子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
新潟市江南区日水１丁目３番49号
債務者　中村　一郎
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
新潟市中央区日の出３丁目７番１号　パレ・ドール日の出新潟207号
債務者　岸谷　昌佳
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
新潟市東区山木戸４丁目２番52号　サクセスⅠ101号
債務者　原　　勝行
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
愛知県小牧市小木５丁目37番地
債務者　関戸　隆雄
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部